

今後の環境影響評価制度のあり方

かつての水田地帯の広がる平野部に、市街化が進行した大都市地域大阪においては、傑出した自然や特異な自然どころではなく、ごくありふれた自然すらも、刻々と姿を消しつつある。したがって、そのような大都市地域の中で暮らしている多くの市民は、そのありふれた自然であっても、これ以上失いたくないという想いが大変強い。

ところが、各種の開発事業の環境影響評価に当たっては、開発がおくれたために比較的多くの原生的自然が残されている東北・北海道地域と変わりなく、全国一律の評価基準が適用されるため、どこへいっても植生自然度の低い大都市地域においては、大抵の開発事業は、自然環境保全上とくに問題無しと認定されるのがほとんどである。つまり、はじめから答えはわかっているようなもので、環境アセスは単なる通過儀礼に過ぎないのではないかと、制度自体に対する信頼感が揺らいでいるのが現状である。これは由々しい現状であり、制度の根本的改革を図り、その信頼感を回復するためには、次に述べる要点について、とくに考慮しなければならない。

1. 制度の「地方分権化」を図れ。

日本列島は北から南まで長く、地形もまた複雑で、生物的自然は多様である。一方、人口希薄な過疎地域と、人口集中の激しい過密地域とに分かれている。

したがって、生物的自然を対象として行う環境影響評価に当たっては、全国一律の画一的評価基準の適用を速やかに中止する。それに代わるものとして、まず第1に評価基準適用のための地域区分をおこなうとともに、それぞれの地域にふさわしい評価基準の作成に踏み切るべきである。

地域区分は、さしあたって都道府県別にするが、できれば市町村単位にするのが望ましい。多くの市民がふだんから、目に触れることのできる範囲だからである。これこそ環境影響評価における「地方分権化」である。

ただし、同じていどの環境の自治体でありながら環境基準の強弱の差が出て来ることも考えて対策をとる必要がある。

2. 保全のためのマスタープランを作れ。

各都市は将来の都市の発展方向を示す総合計画を策定している。その中では、もちろん自然環境や緑の保全計画をうたっているけれども、開発計画ほど明確ではないように見受けられる。将来の発展方向、つまり開発方向を同じ比重で、将来の保全方向を示すべきであって、それが本当の総合計画であろう。

都市計画では、住居、商業、工業などに関する用途地域制があって、健全な生活環境の育成や効率的な土地利用を推進するため、それぞれの指定地域にふさわしい建築規制が行われている。それ

と同じように、それぞれの地域の自然環境を適正に保全育成していくために、それぞれの地域の特性に対応した環境影響評価基準があってしかるべきである。例えば現在、国土利用計画法によって、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の5つの地域区分がなされている。したがってさしあたってはそれぞれの地域の整備保全目標に応じた環境影響評価基準を作成すべきではないだろうか。

なお、「都市地域」においては、生物的自然や緑は、小さな断片としてしか残っていないのが実情である。したがって評価対象とすべき開発事業の規模は、もっと引き下げて小さくする必要がある。あるいはむしろ、緑の極度に喪失してしまっているような都市域においては、逆に自然や緑の復元を求める評価基準があっても決して不当ではなかろうと思う。

「都市と自然」246号 1996年9月号 より転載